

令和8年2月

藤沢市農業委員会総会

日時：令和8年2月25日（水）午後2時41分～

場所：本庁舎5階 5-1会議室・5-2会議室

藤沢市農業委員会

藤 沢 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

藤沢市農業委員会総会を令和8年2月25日（水）、本庁舎5階 5-1会議室・5-2会議室に招集する。

出席委員は、次のとおり

1 番	落 合 喜 治	1 5 番	伊 澤 忠 治
2 番	小 林 正 幸	1 6 番	井 出 茂 康
3 番	永 野 良 徳	1 7 番	漆 原 豊 彦
4 番	田 代 恵 美 子	1 8 番	北 村 利 夫
5 番	西 山 弘 行	1 9 番	宮 治 政 彦
6 番	関 根 栄 一	2 1 番	佐 藤 智 哉
7 番	齋 藤 義 治	2 2 番	澤 野 孝 行
8 番	井 上 哲 夫	2 3 番	平 川 勝 昌
9 番	上 田 洋 子	2 4 番	神 崎 享 子
1 0 番	吉 川 誠	2 5 番	砂 川 耕 介
1 2 番	川 上 健 一		
1 3 番	吉 原 豊		
1 4 番	加 藤 登		

欠席委員は、次のとおり

1 2 番	飯 田 芳 一	2 0 番	安 藤 康 彦
-------	---------	-------	---------

農業委員会事務局職員の出席は、次のとおり

事務局長	山 本	主 幹	坂 間	上級主査	松 森
主 査	久 保				

委員会の日程は、次のとおり

- 日程第 1 議案第 68号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第 2 議案第 69号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第 3 議案第 70号 非農地判断について
- 日程第 4 議案第 71号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 日程第 5 議案第 72号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願
について
- 日程第 6 議案第 73号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案
について
- 日程第 7 議案第 74号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案
に対する意見について
- 日程第 8 報告第 25号 農地の貸借の合意解約通知について
- 日程第 9 報告第 26号 藤沢市農業委員会規程第9条第2項に基づく報告につ
いて
- 日程第10 議案第 75号 「藤沢市情報セキュリティポリシー」の改定について
- 日程第11 議案第 76号 「地域計画（案）」の作成に伴う意見について

開会 午後2時41分

事務局（山本事務局長） お待たせをいたしました。定刻を過ぎましたので、ただいまから「藤沢市農業委員会総会」を開催したいと思います。

それでは、本日の委員の出席状況を申し上げます。委員の総数25名、欠席は飯田委員です。安藤委員は、今はまだお見えになっておりませんが、このままお見えにならないければ2名の欠席ということで23名、現在は出席者24名ということで、このまま進めさせていただきます。

それでは、初めに齋藤会長から御挨拶をお願いいたします。

会長（齋藤義治委員） 皆さん、こんにちは。委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中を総会に出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

今日は久しぶりの雨ということで、作物にとっては「恵の雨」、いろいろな意味で、この雨は重要でございます。

今月は、2月に入りまして総選挙がございました。いきなり総選挙ということでしたが、皆様御存じのように、結果的には、自民党が3分の2以上の議席を得たということで終わりました。

そのときの争点と言いますか、争点がいろいろ話題になりましたけれども、消費税の減税ですとか、あるいは物価高対策ですとか、そういうことが主な争点になりました。

昨年、あれだけ騒いだ「令和の米騒動」ということで、もう少し米の関係が争点になるかなと思いましたが、ほとんど触れられず、高市さんでいいのかどうかということが争点になりまして、結果的には、皆様御存じのような結果になりました。

そういうことで、この農業というのは、一時的に物がないと、かなりいろいろな方面で話題になりますが、喉元を過ぎますと、すっかり忘れられてしまうというふうな性格がございます。

その後、冬季オリンピックがございまして、これによって、選挙も、ますますずっと昔のような感じもいたします。

農業ですと、ずっと続けていくわけですが、これも、何度も言っていますけれども、農業者の、基幹的農業従事者ということが、昨年の11月に「農業センサス2025」ということで、速報値が発表されました。それを見ますと、日本全国で農業の人口はどのぐらいかなということですが、102万人という結果が出ました。2020年に比べますと34万人減っているということですね。そうすると、年間6万8,000人～7万人近くの日本の農業従事者が減っているということですが、このまま行きますと、2040年には大体40万人ぐらいになってしまうのではないかと、一番危惧をされております。

そういうことで、担い手対策ということ、なかなかやってくれないのが現状でございます。

また、その「農業センサス」の中で、各市町村の数字も出ております。藤沢市の農業者はどのぐらいかということで調べてみましたが、藤沢市の2025年の農業センサスの数字は、2020年、今から5、6年前ですが、1,024人でした、基幹的農業者は。人口が44万人いますから、そのうちの1,024人が、2020年には農業者として登録をされておりました。昨年の2025年はどのぐらいかと言いますと、726人だそうでございます。5年間で約300人減っております。

若い人たちはどのぐらいいるのかなということで、これもちょっと調べてみましたら、20代で15人、30代で40人、40代で78人、50代が104人、60代以上になるとほとんど……、平均年齢が70歳以上ですから、このぐらい減少しているわけです。

そうすると、やはり農業というものは、いわゆる崩壊に近いのではないかなということは、いつも感じております。これは、「ゆでガエル理論」ということで、自分の、今の姿が生ぬるい状態のままですと、自分の置かれている状況がほとんど分らないうちに崩壊してしまうというふうなことですが、この方法、これから、これをどのようにしたらいいかということですが、一番の方法は、稼げればいいんです。実際、稼げないから、要するに後継者も育たな

いわけです。年間売上げ100万とか200万というふうな数字で、若い人がやるとは思えないんですね。

ですから、サラリーマン並み、あるいは公務員並みの給料が取れるような農業ができるようにするにはどうしたらいいかということが、ほとんど議論されていません。

そのほかに、地域計画では、農地をいかに残すかということが議論されておりますが、農地を残したところで、やる人がいなければ何にもならないわけですよ。このアンバランスが、今の農業を衰退させているのではないかなという事は、常々感じております。

国会議員の先生方にもよく言うのですが、だんだんだんだん農業を知っている議員もいなくなってしまうのが現状でございますので、その辺も、これから皆様方がいろいろな方面で、いろいろな方とお会いすると思いますが、ぜひとも農業の厳しさというものを、現実を、もっともっといろいろな人に語っていただきたい。そういうこともいろいろ感じております。

それでは、ただいまから2月の総会を開会いたします。よろしく御協力のほどをお願い申し上げます、挨拶に代えさせていただきます。

事務局（山本事務局長） 会長、ありがとうございます。

これより議事に入りますが、藤沢市農業委員会総会会議規則第5条の規定に基づき、齋藤会長に議長をお願いいたします。

議長（齋藤義治委員） それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。

なお、本会議を公開することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） 事務局、本日の傍聴人はいらっしゃいますか。

事務局（久保主査） いいえ、いらっしゃいません。

議長（齋藤義治委員） はい。

それでは、これより会議を開きます。

なお、議事録署名人につきましては、議席番号順により13番の吉原 豊委員と16番の井出茂康委員の御両名をお願いをいたします。

これより議事に入ります。

日程第1、議案第68号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

松森上級主査。

事務局(松森上級主査) それでは、「農地法第3条の規定による許可申請について」、説明させていただきます。

地区、御所見・遠藤。番号1。譲受人、住所氏名、記載のとおり。従事者、3人。所有面積、124a。耕作面積、124a。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、宮原の1筆。地目、畑。地積、737㎡。権利の種類、売買による所有権移転。申請理由、譲受人、農業経営規模拡大のため。譲渡人、譲受人の要望による。

続きまして、地区、六会・長後。番号2。譲受人、住所氏名、記載のとおり。従事者、4人。所有面積、95a。耕作面積、95a。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、高倉の8筆。いずれも田。地積は合計で333.99㎡。権利の種類、売買による所有権移転。申請理由、譲受人、農業経営規模拡大のため。譲渡人、譲受人の要望による。

続きまして、番号3。譲受人、住所氏名、記載のとおり。従事は2人。所有面積、355a。耕作面積、627a。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、高倉の35筆。地目、いずれも田現況畑。地積は、合計で3,667.06㎡。権利の種類は、売買による所有権移転。申請理由は、譲受人、農業経営規模拡大のため。譲渡人、譲受人の要望による。

以上でございます。

議長(齋藤義治委員) 事務局からの説明が終わりました。

それでは、番号1について意見を求めます。

10番、吉川委員。

10番(吉川 誠委員) 資料は1ページをお開きください。

本件の申請地につきましては、県道藤沢・厚木線にある「用田」交差点から

たします。

次に移ります。

日程第2、議案第69号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

松森上級主査。

事務局(松森上級主査) それでは、「農地法第5条の規定による許可申請について」、説明させていただきます。

地区、御所見・遠藤。番号1。譲受人、住所氏名、記載のとおり。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。耕作者、同左人。当該農地、用田の7筆。地目、いずれも畑。地積、合計2,489㎡。内容、権利の種類は、所有権移転。転用目的は、墓地の敷地拡張。他に宅地・山林・雑種地を含む。農用地区域除外日、記載のとおり。農地種別、第1種農地。

続きまして、番号2。譲受人、住所氏名、記載のとおり。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。耕作者、同左人。当該農地、用田の3筆。地目、いずれも畑。地積、合計1,569㎡。内容、権利の種類、所有権移転。転用目的、資材置場の敷地拡張。農用地区域除外日、昭和59年4月20日。農地種別、第2種農地。

続きまして、番号3。譲受人、住所氏名、記載のとおり。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。耕作者、同左人。当該農地、用田の1筆。地目、畑。地積、1,199㎡。内容、権利の種類、所有権移転。転用目的、車両置場。農用地区域除外日、当初から。農地種別は、第3種農地でございます。

続きまして、番号4。譲受人、住所氏名、記載のとおり。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。耕作者、同左人。当該農地、瀬郷の1筆。地目、畑。地積、171㎡。内容、権利の種類、所有権移転。転用目的は、庭の敷地拡張。農用地区域除外日は、昭和59年4月20日。農地種別、第2種農地でございます。

以上でございます。

議長(齋藤義治委員) 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号1について意見を求めます。

18番、北村委員。

18番（北村利夫委員） 資料は7ページをお開きください。

本件の申請地につきましては、県道丸子・中山・茅ヶ崎線にある「コメリハード&グリーン藤沢用田店」と市道を挟んで南東に隣接している土地になります。

農地の区分は、一団の農地が10ヘクタール以上広がっているため、「第1種農地」と判断いたしました。

第1種農地のため、本来、農地転用は許可できませんが、既存敷地の2分の1未満の拡張であるため、例外的に許可をすることができるものです。

譲受人は、隣接地に約10,000㎡の敷地からなる霊園を運営しております。約2,000区画ある墓地の85%が分譲済みであり、今後も墓地の需要が高まるとの想定から、約400区画の墓地及び来客用の駐車場の敷地として拡張することです。

申請地は、北側及び東側が道路と畑、西側が畑、南側は既存の霊園になっております。

出入口は北側の一部で、出入口を除いた部分はコンクリートブロックを2段及び3段積みにし、南側の既存霊園との境界には既設のコンクリートブロックがありますので、これを利用し、土砂等の流出を防ぎます。

墓地部分は、インターロッキング舗装、来客用駐車場部分はアスファルト舗装にし、雨水については、県砂防課と協議の上、浸透施設を設置し、敷地内浸透処理とします。

なお、霊園敷地が拡張部分を含めると1ヘクタールを超えるため、県土地利用調整条例に基づき申請をしており、県土地水資源対策課より適合通知収受済みであることを確認しており、敷地内で盛り土と切り土が発生し、盛土高30cmを超える部分があるため、神奈川県砂防課に盛土規制法の許可申請済みであること、及び市生活衛生課に墓地等変更の許可申請済みであることを確認しています。

それでは、議案第69号について、許可することに決定をいたします。

次に移ります。

日程第3、議案第70号「非農地判断について」を上程いたします。

事務局からの説明を求めます。

松森上級主査。

事務局（松森上級主査） それでは、「非農地判断について」、御説明させていただきます。

地区、御所見・遠藤。番号1。当該農地、葛原の4筆。地目、いずれも畑。地積、合計で4,437㎡。所有者、住所氏名、記載のとおり。農用地区域地除外日、平成2年3月31日。

資料は、18ページ以降をお開きください。

農地パトロール等で調査しました結果、農業上の利用の増進を図ることが見込まれない農地につきましては、非農地判断をし、農地台帳から除外することとされております。

今回、非農地判断をする土地につきましては、県道42号線に架かる「藤綾跨線橋南側」交差点から北に約250mの土地になります。

令和7年度農地パトロールの調査で、「再生利用が困難な農地」として判断されました。

当該地につきましては、資料の写真にありますように、樹木が群生し山林化しており、農地に復元することが困難な状況により、非農地として判断するものです。

今回、承認をいただいた際には、後日、所有者等に農地台帳から除外する旨の非農地通知をしていく予定でございます。

以上でございます。

議長（齋藤義治委員） 事務局からの説明が終わりました。

それでは、本件について意見を求めます。

この案件は、多分毎年、農地パトロールでいろいろ出ていたところだと思いますが、もし何かパトロールで感じたことがありましたら、お願いします。

[対象委員 退席]

議長（齋藤義治委員） それでは、本議案、番号２２、２３について、事務局の説明を求めます。

久保主査。

事務局（久保主査） 議案書は１４ページになります。

番号２２は、大庭を中心に３５３aを耕作する方と、同じく大庭を中心に１４９aを耕作する法人の新規借受分で、当該地では水稲及び野菜を栽培することです。

こちらの案件でございますが、水利組合で水路の暗渠排水管の改修をしたいということがございまして、水利組合と農業水産課で調整をいたしまして、県の補助事業を活用することで、市で負担金が出るということがございましたので、こちらの案件が発生したと聞いております。

続きまして、番号２３です。

番号２３は、大庭を中心に３５３aを耕作する方の農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定から、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画への切り替え分で、当該地では水稲を栽培していくとのこととです。

なお、現地確認を行い、特段問題はございませんでした。

以上で説明を終わります。

議長（齋藤義治委員） 事務局からの説明が終わりました。

それでは、本件について、意見を求めます。

— — — — —
— — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案第７３号、番号２２、番号２３について、承認することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第７３号、番号２２、番号２３について、承認をすることに決定をいたします。

退席している委員の入室をお願いいたします。

[対象委員 入室]

議長（齋藤義治委員） それでは、本議案、番号１から番号２１、番号２４から番号２６について、事務局からの説明を求めます。

久保主査。

事務局（久保主査） 議案書は１０ページからとなります。

番号１は、宮原を中心に１７２aを耕作する方の新規借受分で、当該地では、野菜を栽培していくとのことです。

番号２は、用田を中心に３７６aを耕作する方の新規借受で、当該地では、野菜を栽培していくとのことです。

番号３は、葛原を中心に３８１aを耕作する方の農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定から、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画への切り替え分で、当該地では野菜を栽培していくとのことです。

番号４は、打戻で１４２aを耕作する方の利用権から中間管理への切り替え分で、当該地では水稻を栽培していくとのことです。

番号５、番号１２は、打戻を中心に１５７aを耕作する方の新規借受分で、当該地では野菜を栽培していくとのことです。

番号６、番号７は、打戻で１０２aを耕作する方の利用権から中間管理への切り替え分で、当該地では野菜を栽培していくとのことです。

番号８、番号９、番号１０、番号１１、番号１８は、打戻を中心に９１２aを耕作する方の利用権から中間管理への切り替え分で、当該地では花卉を栽培していくとのことです。

番号１３、番号１４は、瀬郷で１２aを耕作する方の新規借受分で、当該地では野菜を栽培していくとのことです。

番号１５、番号１７は、瀬郷を中心に８９aを耕作する方の利用権から中間管理への切り替え分で、当該地では野菜を栽培していくとのことです。

番号１６は、用田を中心に１０９aを耕作する方の利用権から中間管理への切り替え分で、当該地では野菜を栽培していくとのことです。

次に移ります。

日程第10、議案第75号「「藤沢市情報セキュリティポリシー」の改定について」を上程いたします。

事務局からの説明を求めます。

坂間主幹。

事務局（坂間主幹） 日程第10、議案第75号「「藤沢市情報セキュリティポリシー」の改定について」、説明をさせていただきます。

このことにつきましては、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、地方自治法第244条の6第1項及び第2項により、今後、普通地方公共団体の議会及び長その他の執行機関は、それぞれの管理する情報システムの利用に当たってのサイバーセキュリティを確保するための方針を定め、及びこれに基づく必要な措置を講じるとともに、当該方針を策定・変更した場合には、遅滞なく公表することが義務付けられました。

このことから、これまで藤沢市で策定されていた藤沢市情報セキュリティポリシーが改定される際に、その他の執行機関である農業委員会も連名で策定することで、当委員会のセキュリティポリシーとするものでございます。

下段に枠で、地方自治法を抜粋させていただいております。

お手元の資料で、クリップでとめてあるものを御用意していただければと思います。

一番表^{おもて}に「藤沢市情報セキュリティポリシー【改定体系図】」、2つ目に別紙1という形で「藤沢市情報セキュリティポリシー基本方針（案）」というものの、3つ目に、「藤沢市情報セキュリティポリシー基本方針＜詳細編＞（案）」というものが、お手元にあるかと思えます。

資料はよろしいでしょうか。

（資料不足等：なし）

それでは、まず一番上のA4横の「藤沢市情報セキュリティポリシー（改定体系図）」を御覧ください。

藤沢市では、これまで策定していた「藤沢市情報セキュリティポリシー」を、

改定体系図のところで整理をし、左から右が新しくなった形ですけれども、右上の【基本方針】を地方自治法により定めるべき方針とし、今後、藤沢市ホームページにおいて公表を行っていくこととなります。

農業委員会においては、この改定にあわせて市のポリシーに連名で策定することで、地方自治法で求められている、その他執行機関の策定義務を満たすものとなります。

お手元に『藤沢市セキュリティポリシー基本方針（案）』と『藤沢市セキュリティポリシー基本編<詳細編>（案）』がございますけれども、<詳細編>を御覧になっていただければと思います。ホッチキスどめの別紙2です。

こちらに、地方自治法で求められている、農業委員会も含む行政委員会が定めるべきサイバーセキュリティを確保するための方針で網羅すべき9つの内容がございます。

そちらについては、「藤沢市情報セキュリティポリシー基本方針」に記載されております。

まず、1ページ目をおめくりいただきますと、目次があって、下段にページ数が書いてあります。そちらに、方針の目的が記載されております。

続きまして、1ページから2ページにわたりまして「定義」が記載されております。3ページになりまして、「対象とする脅威」、4ページ目の4番目が、「適用範囲」、同じく4ページ目の5番目が「職員等の遵守義務」、同じく4ページの「情報セキュリティ対策」、ページをおめくりいただいて6ページに移りまして、7番に「情報セキュリティ監査及び自己点検の実施」、8番に「情報セキュリティポリシーの見直し」、9番に「情報セキュリティ対策基準の策定」、10番に「情報セキュリティ実施手順の策定」ということで記載しております。

なお、「藤沢市情報セキュリティポリシー基本方針」内で引用されております藤沢市情報セキュリティポリシー対策基準につきましては、セキュリティに係る具体的な対策をまとめたものになりますので、今回の総会では、詳細な説明は省略させていただきますが、委員の皆様には、折を見てまた説明をさせて

いただく予定でございます。

以上が、基本方針の説明となりますが、市長部局で改定する藤沢市情報セキュリティポリシーを、農業委員会もこのような形で連名で策定することとし、改定後の藤沢市情報セキュリティポリシーの内容を、農業委員会のポリシーとすることに関し、総会での議決を求めるものでございます。

御審議のほどを、よろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

議長（齋藤義治委員） 事務局からの説明がおわりました。

それでは、本件について、意見を求めます。

一つだけ、確認の意味で聞きたいのですが、農業委員会での議案には、個人情報がいっぱい載っていますけれども、そういうところにも、こういうのは反映してくるんですか。

坂間主幹。

事務局（坂間主幹） 基本的に、個人情報というものと、法律の個人情報保護法というものがございまして、それに則った形での取り扱いということになると思いますが、このセキュリティポリシーに関しましては、そういった個人情報も含め、また、システムのなところ、そういったもの全体的に含めた中での方針を定めているものと考えております。

議長（齋藤義治委員） はい。

皆様方も、各地域のいろいろな情報を見るときに、例えば各市町村の農業委員会の情報公開も、市によって大分違うんですね。ですから、その辺も、これからだんだん統一されていくのかなというふうな気もします。

何かほかにはございませんか。

落合委員。

1番（落合喜治委員） 農地パトロールで、タブレット端末を利用すると思いますが、例えばそのパスワードが、多分全部一緒だと思いますけれども、その辺のセキュリティというのは強化される、――したほうがいいと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

ついて」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（坂間主幹） 日程第11、議案第76号「「地域計画（案）」の作成・更新に伴う意見について」。

2026年（令和8年）2月25日提出

藤沢市農業委員会 会長 齋藤義治

提案理由

農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定により、市町村は、地域計画を定め、又はこれを変更しようとする場合は、農業委員会の意見を聴くとされているため、意見を求めるものでございます。

本日は、市長部局より農業水産課の職員にお越しいただいておりますので、資料を配付の後、農業水産課の職員から説明をしていただきますので、よろしくをお願いいたします。

[「令和7年度 地域計画策定の状況」：資料配付]

議長（齋藤義治委員） それでは、お願いします。

農業水産課（横溝上級主査） 藤沢市農業水産課の横溝です。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、「「地域計画（案）」の作成・更新に伴う意見について」というところで、御説明をさせていただきたいと思っております。

資料は、ホッチキスどめをしております、今お配りした資料をもとに説明をさせていただきます。

それでは、今年度の地域計画については、昨年の9月の総会でも、「今年度の取組」ということで説明をさせていただきました。

その予定の中で、今年度も作成した地区あるいはまた更新した地区等もありますので、その更新の内容を説明させていただきます。

地域計画については、以前より何度も説明をさせていただいておりますが、話し合いに基づき作成をされるもので、地域の農業の在り方と目標地図を加えたものが地域計画となっております。おおむね10年後の地区の方針をまとめた

ものとなります。

地域計画策定後も、地区の方針に変更が生じた場合に目標地図の更新を行っていくなど、地域の実態に応じて定期的に見直ししながら更新を行うこととされております。

まず資料の1ページ目、一番表^{おもて}のところで、こちらが現在の地域計画の策定の状況の表となっております。

藤沢市内では16地区に分けて、この地域計画の策定をするかしないかというところで、2年ほど前から話し合いを行ってまいりました。

そして、昨年3月に、まず地域計画を策定した地区が11地区ございました。5地区が策定を見送ったというところでございます。

その中で、今年度（令和7年度）については、石川地区で、また改めて検討会を開催する流れになりまして、話し合いを11月7日に実施をいたしました。その話し合いの結果、今回、この地域計画を石川地区でも策定することとなりました。

また、昨年3月に策定をした城稲荷地区につきましても、昨年11月18日に話し合いを行いまして、今後の城稲荷としての取組について、再度農業者の方が集まって、地区の方針、今後やっていくべきことというところで話し合いをされましたので、その部分が更新をされております。

また、話し合いは今年度行っていませんが、そのほか、昨年、策定した地区につきましても、担い手の名簿の更新であったり、目標地図を、現状の耕作状況、今年の1月1日時点を基に耕作状況図を色づけして地図を更新していくこととなっております。

この表については、各地区の策定状況と策定エリア、目標地図、また、数字が各地区に書いてありますけれども、こちらが、「各地域で農業を担う者」ということで、地域計画の掲載の同意書を提出していただいている担い手の人数となっております。左側の数字が令和7年、1年前の3月の人数となっておりまして、その右側が、今年3月策定・更新予定の担い手の人数となっております。

この増えた理由につきましては、認定農業者であったり、新規就農間もない認定新規就農者の方々に、この地域計画の掲載について未回答だった方に、改めてお知らせをさせていただきまして、同意書を提出された方々が追加されているというところでございます。

一番右側、「令和7年度内容」については、担い手名簿・地図の更新が主となっております。ただ、石川地区については、新たに策定をされている城稲荷地区については、取り決め内容で更新がされているという状況です。

ページを開いていただいて、2ページ目以降が、各地区の地域計画の要旨となっております。去年とか、何度もこの要旨は見ていただいているかなと思いますけれども、更新された箇所につきましては、1ページ目が用田地区となっておりますので、用田地区を例に説明をさせていただきます。

策定した年月日は、去年の3月31日となっております。目標年度としては、おおむね令和14年度となっております。

1番の(1)「地域計画の区域の状況」、こちらが田んぼの面積とか畑の面積、地域計画に関する面積ということで表となっている部分でございます。こちらの面積を、最初のものに更新をかけているところと、あと、(備考)欄に、「遊休農地面積」とございます。こちらが去年の農地パトロールの結果に基づいて数字を更新しているところでございます。

(2)の「地域農業の現状及び課題」、(3)の「地域における農業の将来の在り方」については、去年のままとなっております。

ページをめくっていただいて、右側に「担い手名簿」の一覧表があるかと思えます。こちらが、用田地区において地域計画掲載の同意書を提出いただいている方々の一覧となっております。名前は伏せて番号という形で表示しております。

こちらには、認定農業者か、あとは認定新規就農者だと「認就」みたいな言い方になっていますが、認定農業者だと「認農」、またそれ以外の農業者の方だと「利用者」という表現となっております。

そのほか、「経営作目」であったり「経営面積」ですね。こちらが、毎年面

積を更新する必要があるかなと思っております。こちらは、今年1月1日時点、毎年1月1日時点の状況を基に更新をかけていきたいと思っております。現状の「経営面積」です。

右側に、「10年後」、おおむね令和14年度となっておりますけれども、その際の経営面積が記載されているところでございます。

基本的に目標地図の作成基準にもありますけれども、10年後、ここをこのようにまとめていくとか、そういう目標地図が作成されているわけではなく、まずは、現状、耕作されている方々が、引き続き耕作を頑張っていこうじゃないかということで、各地区で、この地域計画を作成しておりますので、基本的には、現状の経営面積が、10年後も同じ現状維持をしていくというところで数字は変わらないとなっております。

中には、認定新規就農者で、今は、その地区で耕作できていないけれども、将来的には、その地区で行ってきたいんだというところで、経営面積が増えていったりする場合もございます。

用田地区については、16人の方が担い手として掲載されておりますので、1枚目の、最初見ていただいた表の、「担い手の人数」が、用田地区だと10人から16人になりましたというところで御覧いただければと思います。

こういった内容で、用田地区以降、葛原地区を初め、昨年地域計画を策定した地区については、そういった面積とか担い手の名簿の更新を行っております。

また、中ほどに、新たに作成した石川地区の地域計画（案）というところも掲載をしております。石川地区も、やはり田んぼなど多い地区ではございますので、そういった田んぼをどう利用していくのかというところが、話し合いの中心になったところでございます。

ただ、農業者の中でも、そういった課題がある中で、まずは田んぼを、水田を維持していく方法を、今後も考えていこうよという御意見をいただきまして、こういった内容が地域計画の中に反映されているところです。

また、城稻荷地区につきましても、地域計画にかかわらず、定期的に地域の中で話し合いを行っていたりもしております。今後、農地の集積、集約を検討

していく中で、優先順位であったり、また、裏作の活用というところも話し合いの議題に挙がっておりました。

そういった取組をしていく中で、水田を行っていく新規就農者も以前より人がいるというところもありますので、そういった方を中心に集積、集約、城稻荷地区の中での農業のしやすさというところを検討していただいているところでございます。

簡単な説明ではございますが、昨年策定した11区にプラスして、今回、石川地区が新たに策定をされたというところで、地域計画策定と更新というところで案を作成させていただいております。

今後も、定期的な見直しというところで挙げられておりますので、地区によって、また話し合いを開催したりとか、そういったこともあるかと思えます。その際には、また農業委員の皆様が中心となって地域の農業のしやすさというところで引っ張っていただけると、大変ありがたいなと思っておりますので、引き続き、よろしくお願いいたします。

今年度の取組については、以上となります。よろしくお願いいたします。

議長（齋藤義治委員） ただいま農業水産課から、地域計画についての、いろいろな経過ということで報告がございました。

このことについて、何か意見等がございましたら、お願いをいたします。

それでは、私から一つ、具体的に、この地域計画は決まったのですが、実際に、地域計画の中で、例えば基盤整備だとか、あるいはいろいろ具体的に何か動いているような、あるいはその補助が出ているような例というのはあるんですか。

農業水産課（横溝上級主査） 今お話がありました、具体的に基盤整備とか進んでいるかどうか、そして補助金とかというところになりますと、今、説明をさせていただいた地区の中では、城稻荷地区が一つ動きを見せているところがございます。

裏作、二毛作の活用もありますけれども、遊休農地を生かしていくということで、神奈川県の小規模農地基盤整備事業という事業がありまして、この地域

計画の中にも記載をさせていただいておりますが、そういった整備事業を活用しながら、暗渠の整備とかというところが、今後行われて行く予定でございます。

議長（齋藤義治委員） ほかの地域では、具体的な例というのは何かございますか。前に、河川の堰のことだとか、そういう問題が出ていましたけれども、そういうのはどうなっているのでしょうか。

農業水産課（横溝上級主査） まだ具体的に進んでいるところではないのですが、堰の関係というところも、市全体の堰の取組計画、更新計画もありますので、そういったところも、状況を見ながら優先順位とか、そういったところを、今後見据えて、また状況に応じて地域の話し合いの中で御説明があつたりということもあるかもしれませんけれども、そういった計画の中で進めていくことができると思っております。

議長（齋藤義治委員） ほかの地区で、何かございませんか。

13番（吉原 豊委員） この数字の中で、全体的な数字の中で、要は各地区にどのぐらい土地があるのかという数字はあるんですが、今現在、現状を見ると、結構藤沢市の北のほうでは、区画整理で整備されているんですね。こういう整理されているところをどうするの、——どうするのというか、市街化にしていきたいのか、農地として残していくのかということが、よく分からないんですよ。

今やはり土地がないとか、農業を次にやっていく人がいないというふうに言われていますが、農地を守るという立場から言えば、農地はこれだけの数字、ここを見れば、農業者が、まだ誇りを持ってできるんですよというところなのか、よく分からないんですね。

そこら辺はどうですか。

農業水産課（関口課長補佐） 関口から答えさせていただきます。

まず、農業水産課としましても、先ほど委員さんからもお話がございましたが、「農地を守っていく」という基本的なスタンスは、変わりはありません。農業水産課でもございますので、やはりそこは皆様と寄り添っていきながら、一緒に藤沢市の農業振興を図っていくといったところでございます。

また、一方では、先ほどお話がございました区画整理等の事業によりまして、その部分につきましては、市街化に編入されてしまうといったところも、直近だと慶應大学の近くになりますけれども、「健康と文化の森地区」の土地区画整理事業だとか、また、葛原の「新産業の森」の土地区画整理事業など、藤沢市の事業でも市街化というかまちづくりといったところでも行っていくような形になります。

その際は、私たち農業水産課の職員も、例えば「新産業の森」の土地区画整理事業の中で、地元の土地所有者の方との会合が、西北部総合整備事務所で、今、誰でも出席していただいたりしまして、何か御意見をいただく場合につきましては、農業水産課としての見解などを御説明させていただいているところでございますので、また、今後につきましても、今のところ、この2つの土地区画整備事業が動いているところではございますけれども、また何か、そんな動きがありましたら、農業水産課としても皆さんの御意見を伺いながら、将来にわたって農地を守っていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

13番（吉原 豊委員） 分かりました。各農家によく伝わるように、周知してください。お願いします。

議長（齋藤義治委員） それと、これからの藤沢市の農業を考えたときに、地方などでは、かなり大型化とか集積化ということが、一つの課題になっていますが、この都市周辺の農地というのは、大型化、集積化というのは、なかなか難しいと思うんですよ。

だけれども、ある程度大型化していかないと収益が上がらないと思うんですよね。その辺は、地域の人との話し合いの中で決まるとは思いますが、藤沢市の農業水産課としては、どういうふうに、その辺を考えていますか。

農業水産課（関口課長補佐） 会長がおっしゃったとおり、藤沢市、まず全国的にも「農林業センサス2025」の速報値と言いますか概数値が出ていまして、全国的に、農業の担い手が、大体20%から25%ぐらい減少していまして、また、神奈川県の中でも同じような割合で減っているような状況になります。

藤沢市の市町村ごとの結果というのは、今後3月以降に出るような形にはなりませんけれども、その中で、5年ごとの調査ごとにも、毎回減少していくといったところがございます。

そこも含めまして、そうするとどうなるかという、農地がどんどん空いていきます。それによって、耕作をされないで遊休化してしまう農地も増えてしまったりというところの悪循環にもつながったりしますので、そこは、皆さんとともに、例えば新規就農者の拡大意向のある方とか、また、例えば西俣野であれば、自分ができなくなったところを、周りの農業者の方が地域としてサポートしていくといったことで、遊休農地解消対策事業なども活用していただく中で広げていって農地を維持していくといった、そういったところで、農地の利用が円滑に滞りなくできるように考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

議長（齋藤義治委員） はい。

他に何かございませんか。

佐藤委員。

21番（佐藤智哉委員） 佐藤です。どうもお世話になります。

農地を守るにしても、何にしても、お金がかかるんですね。集積したところで、機械が大型化していかないと、小型の機械じゃなかなか難しいですし、その機械を手に入れたりとか、あとはスマート農業みたいなものもあつたりすると思いますが、何しろお金がないと始まらないんですね。

12月ぐらいに、地域農業構造転換支援事業というのが急に出てきて、その情報って、市のほうからは一切挙がってこなかったじゃないですか。

これの要件が、「地域計画を策定していますか」というところと、あと、「目標の集積率を現状の10ポイント上げましたか」とか、話があつたと思えますけれども、その辺の情報も一切ない、市としてないというのは、ちょっと問題かなと思ったんですね。

これからでも、補助金とかいろいろ国が出すやつというのは、基本的に大規模化メインのところに対して下りるのが多いのかなと思えますが、それをやる

にしてもやらないにしても、せめて情報だけでも市には持っておいてもらいたいとか、かつその情報もちゃんと提供してもらいたい。

今回の補助金も、期間がすごく短くて、12月ぐらいに出されて、もう2月が締め切りとかで、10分の3の補助が出ますよ、みたいな、トラクターだったり、もろもろの機械を含めて。

農地を守るにしても、何をしたってお金がかかるので、そういった補助金の情報とかというのは、しっかりちゃんと仕入れてもらって、情報提供をしてもらいたいと思います。

あとは、この目標の策定も、何のためにやっているのかという話で、もちろん補助金を使う、使わないという話は別ですけれども、もし万が一使うようなことが出てくるのであれば、その目標の策定も、今回、国から出てきた補助金は、10ポイント、目標の集積率を上げましょうという話なので、今の目標の集積率が、例えば20、30、40、50とかというところは、目標値で10ポイント上げなければいけないので、その目標を策定するには、あらかじめみんなて話をしなきゃならないじゃないですか。そのときに、情報をちゃんと提供してもらいたいんですね。

以上です。

議長（齋藤義治委員） その辺はどうですか。情報の……

農業水産課（横溝上級主査） 御意見ありがとうございます。

国の補助事業であったり、県の補助事業も含めて、いろいろ、この地域計画に絡めて補助事業を活用する事業が増えてきております。

ただ、今回、佐藤委員からお話があった、構造転換支援事業も、国のほうも見切りで事業を進めていたというところで、制度設計の詳細が来るのか、県も市もちょっと分からず、こちらから問い合わせても、もう少し待ってくださいみたいな状況でしたので、そういったところも、国、県含めて、情報は共有できるような形にしていきたいと思っておりますので、また、よろしく願いいたします。

22番（佐藤智哉委員） そういうときに、議員さんの力とか、結構大事になってく

以上のとおり相違ありません。

議 長 齋 藤 義 治

署名委員 (番)

署名委員 (番)